

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	外ヶ浜町

外ヶ浜町鳥獣被害防止計画

令和8年1月30日作成

<連絡先>

担当部署名 外ヶ浜町住民課

所在地 外ヶ浜町字蟹田高銅屋44-2

電話番号 0174-31-1111 (代表)

FAX番号 0174-31-1223

メールアドレス jyumin@town.sotogahama.lg.jp

(注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。

2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、アナグマ、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、アライグマ、カラス、ツキノワグマ、カルガモ、タヌキ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	青森県 外ヶ浜町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和6年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積	被害額
ニホンザル	—	—	—
アナグマ	—	—	—
ニホンジカ	—	—	—
イノシシ	—	—	—
ハクビシン	—	—	—
アライグマ	—	—	—
カラス	—	—	—
ツキノワグマ	—	—	—
カルガモ	—	—	—
タヌキ	—	—	—
合計	—	—	—

(2) 被害の傾向

①ニホンザル

農作物被害は、5月以降いも類（自家消費分）の食害がもっとも大きく、人馴れした加害獣が民家の周辺や農地等に群れで現れ、住民や農作業従事者を威嚇する等の人身被害の危険性も高まっている。

②アナグマ・ハクビシン・タヌキ

農作物被害は軽微であるが、全域で被害(建物侵入)があることから、今後被害の拡大が懸念される。

③ニホンジカ

農林業被害の実態は確認できていないが、町内で目撃情報があることから、今後農林業被害が懸念される。

④イノシシ

町内で農林業被害は確認されていないが、目撃情報はあることから、今後農林業被害が懸念される。

⑤アライグマ

町内で農作物等への被害は確認されていないが、周辺市町村で被害があることから、今後農作物等への被害が懸念される。

⑥カラス

町内で農作物等への被害はあるが、自家消費分の被害が主であり実態は把握できていない。今後農作物等への被害拡大が懸念される。

⑦ツキノワグマ

町内で農林業被害は確認されていないが、目撃情報はあることから、今後農林業被害が懸念される。

⑧カルガモ

町内全域にみられ、水稻の生育に影響を及ぼしている。

(3) 被害の軽減目標

①ニホンザル

指標	現状値 令和6年度	目標値 令和10年度
被害額	—	—
被害面積	—	—

②アナグマ・ハクビシン・タヌキ

指標	現状値 令和6年度	目標値 令和10年度
被害額	—	—
被害面積	—	—

③ニホンジカ

指標	現状値 令和6年度	目標値 令和10年度
被害額	—	—
被害面積	—	—

④イノシシ・アライグマ

指標	現状値 令和6年度	目標値 令和10年度
被害額	—	—
被害面積	—	—

⑤カラス

指標	現状値 令和6年度	目標値 令和10年度
被害額	—	—
被害面積	—	—

⑥ツキノワグマ

指標	現状値 令和6年度	目標値 令和10年度
被害額	—	—
被害面積	—	—

⑦カルガモ

指標	現状値 令和6年度	目標値 令和10年度
被害額	—	—
被害面積	—	—

⑧合計

指標	現状値 令和6年度	目標値 令和10年度
被害額	—	—
被害面積	—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	町鳥獣被害対策実施隊がニホンザル及びアナグマ等有害鳥獣を銃器と箱わなで捕獲を行っている。	活動できる人材が高齢化等により減少していることから、人材の確保が急務である。 群の出没が減少し単独での出没が増加傾向にあり、わな捕獲の強化を図る必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	国や町の補助事業により、電気柵を平館地区、三厩地区に、それぞれ1ヶ所を設置し、受益農家が適正に管理している。 広報紙等による地域住民への啓発活動をし目撃情報を収集しながら被害対策実施隊員による追払い活動を実施した。	電気柵は効果的であるが、未設置農地では依然として被害が発生しているため、電気柵以外の対策も並行して進めていく必要がある。 目撃情報が常態化することにより、追払活動に対して慣れが生じる可能性がある。
生息環境管理その他の取組	鳥獣を農地に寄せ付けないために野菜残さ等を放置しないよう、実施隊員が農業者に対して助言・指導した。	被害により営農意欲が低下し被害・出没等の情報が減少したため対象鳥獣の動向を把握できない。

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの実績を基に有効な被害防止対策の指導を図り、営農の継続を促す。 ・出没頻度が多い地域の巡回を重点的に行い情報収集を強化し、正確な被害状況の把握に努める。 ・有害鳥獣の捕獲許可を引続き発行し計画的に効率よく捕獲を実施し地域への定着を防ぎながら捕獲による抑止力を強化する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・外ヶ浜町鳥獣被害対策実施隊を組織し、狩猟免許を所持する鳥獣被害対策実施隊員を対象鳥獣捕獲員として委嘱し、ニホンザル、アナグマ、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、アライグマ、カラス、ツキノワグマ、カルガモ、タヌキの捕獲等に従事させる。
- ・ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマの捕獲は、わな及びライフル銃以外の銃器を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な個体については、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。
- ・関係機関・団体と連携し、被害状況を把握・共有する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8年度 ～ 10年度	ニホンザル アナグマ ニホンジカ イノシシ ハクビシン アライグマ カラス ツキノワグマ カルガモ タヌキ	<ul style="list-style-type: none">・狩猟免許の取得者を確保育成するため、今別地区猟友会等を対象とした研修会への積極的な参加を促す。・現地調査による情報の収集を行う。・被害農家及び農協職員等からの被害状況の聞き取りを基に、効果的な被害防止方法を検討する。・箱わなの効率の良い設置方法を検討する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>捕獲については、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、適正な捕獲を実施していく。</p> <p>①ニホンザル 令和4～6年度の捕獲実績は、年平均46頭であった。出没回数が増加傾向で推移しており、今後も被害の増加が見込まれることから、捕獲計画数を75頭とする。</p> <p>②アナグマ・カラス・ツキノワグマ・カルガモ・タヌキ 令和4～6年度の捕獲実績は、アナグマについては年平均22頭と増加している。他の鳥獣については捕獲実績はないが、目撃情報が増加傾向にあるため、今後の住居侵入や農作物の食害などを防ぐために、必要最小数を捕獲する。</p>

③ニホンジカ・イノシシ・ハクビシン・アライグマ

令和4～6年度ハクビシンの捕獲実績は、年平均19頭であった。他の対象鳥獣の捕獲実績はないが、引き続き住居侵入や農林業被害を防ぐため、可能な限り捕獲する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	8年度	9年度	10年度
ニホンザル	75頭	75頭	75頭
アナグマ・カラス・ツキノワグマ・カルガモ・タヌキ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ニホンジカ・イノシシ・ハクビシン・アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲

捕獲等の取組内容
<p>捕獲については「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、対象鳥獣の被害に応じて捕獲方法や捕獲場所を検討し、最も効果が期待できる方法で実施する。</p> <p>【ニホンザル】</p> <p>被害の集中する農作物の収穫時期前に、被害の多い三厩・平館地区を中心に、わな及び銃器（ライフル銃を除く）により捕獲する。</p> <p>【アナグマ・ハクビシン・アライグマ・カラス・カルガモ・タヌキ】</p> <p>出没情報に併せてわな及び銃器（ライフル銃を除く）による捕獲を行う。</p> <p>【ニホンジカ・イノシシ・ツキノワグマ】</p> <p>捕獲の必要性が生じた場合は周辺の住環境等を考慮しながら、わな及び銃器により可能な限り捕獲を行う。</p> <p>【ツキノワグマ】</p> <p>捕獲の必要性が生じた場合は周辺の住環境等を考慮しながら、箱わな及び銃器により必要最小数捕獲を行う。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマの捕獲は、わな及びライフル銃以外の銃器を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な個体については、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
外ヶ浜町	無し（権限委譲済み）

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	8年度	9年度	10年度
—	—	—	—

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	令和8年度～令和10年度
ニホンザル	電気柵 平館150m(H23設置) 三厩 200m(H24 設置) 受益農家が適正に管理するほか、実施隊員等も定期的に点検管理を実施
ニホンザル、 アナグマ ハクビシン ニホンジカ イノシシ アライグマ カラス ツキノワグマ カルガモ タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防止のための集落環境づくりを実施するため、広報誌等による地域住民への啓発活動 ・被害対策実施隊による追払い活動及び必要に応じた捕獲活動 ・目撃情報の収集

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

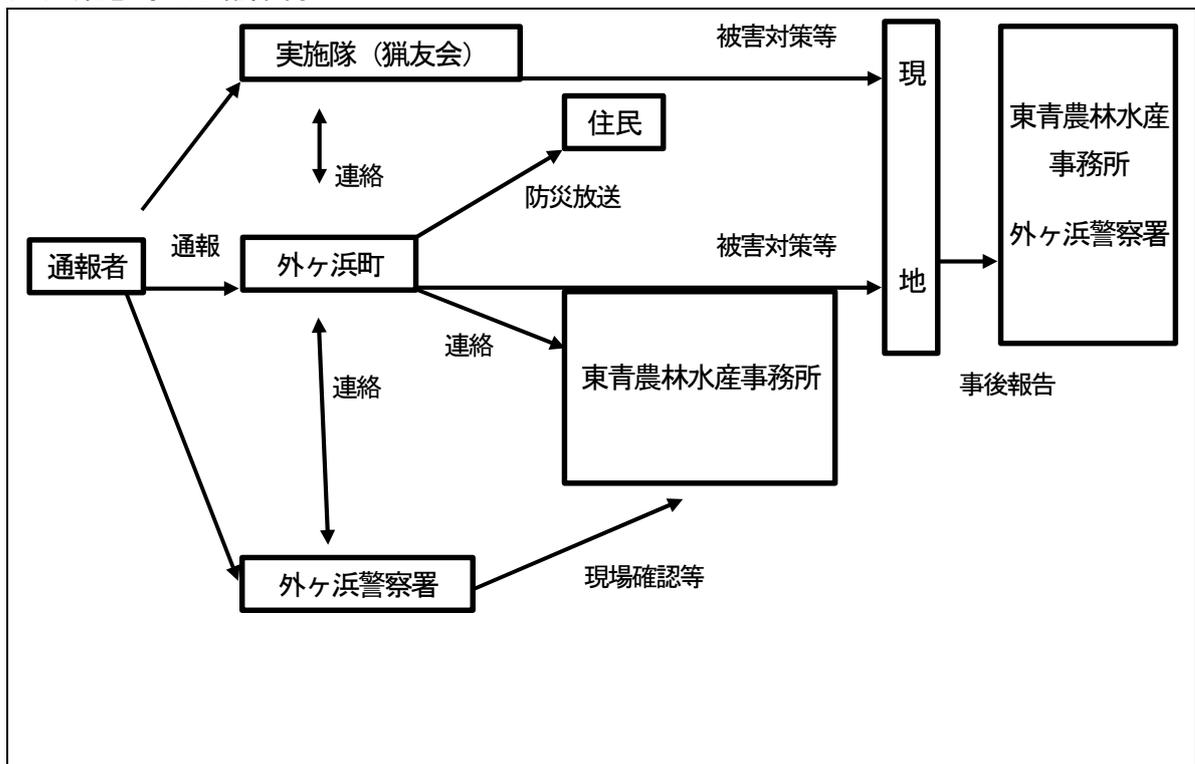
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	ニホンザル アナグマ ハクビシン ニホンジカ イノシシ アライグマ カラス ツキノワグマ カルガモ タヌキ	<p>被害により営農意欲が低下し農家からの情報が減少し対象鳥獣の動向が把握できないため、実施隊員による情報収集の拡大を図るほか、鳥獣の侵入防止強化のため、畑から野菜残さを取り除いて生ゴミとして処分・埋設するなど、野菜残さの処分方法等について実施隊員が指導助言し環境の整備に努める。</p> <p>また、野菜残さの適正な処分は有害鳥獣被害が発生している地域だけではなく広範囲で行うよう努める。</p>

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
外ヶ浜町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場確認等 ・ 防災無線や広報車による注意喚起 ・ 警察署や実施隊等への連絡
東青農林水産事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町への指導、助言、被害状況把握
外ヶ浜町鳥獣被害対策実施隊 ((一社) 青森県猟友会東青支部今別地区猟友会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見回り、現場確認等 ・ 捕獲対応
外ヶ浜警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場確認等 ・ 銃器等の取扱い指導、助言等

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、捕獲現場で埋却するなど、適正に処分を行う。

なお、捕獲した鳥獣の処理体制については、外ヶ浜町廃棄物担当部局と連携し、捕獲者や廃棄物処理業者等の関係者に周知する。

また、外ヶ浜町鳥獣被害防止対策協議会の捕獲事業により捕獲された鳥獣は、協議会の構成員である外ヶ浜町等が廃棄物の排出者として適正に処理することとする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

捕獲した対象鳥獣は、食品としての利用に適さない又は捕獲数が少なく食品としての利用促進が困難であるため、上記7のとおり適切に処理する。

また、その他の有効な活用も困難である。

(2) 処理加工施設の取組

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	外ヶ浜町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
外ヶ浜町	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整
東青農林水産事務所	有害鳥獣の捕獲行為に関する助言及び指導
青森農業協同組合蟹田支店	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導
青森県猟友会東青支部 今別地区猟友会	有害鳥獣関連情報の提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
森林組合あおもり	林業被害に関する情報提供
外ヶ浜警察署	銃器の取扱に関する助言指導を行うとともに、町との連携した対応を図る。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>外ヶ浜町鳥獣被害対策実施隊を平成23年9月28日に設置 実施隊の隊員数 隊長1名 隊員9名 計10名 ・実施隊員は、外ヶ浜町住民課職員及び今別地区猟友会（ワナ猟及び銃器）より構成する 外ヶ浜町鳥獣被害対策実施隊は下記の被害防止施策を実施</p> <ul style="list-style-type: none">・対象鳥獣の捕獲・被害地域の巡回・地域住民と連携した追い払い活動・被害農業者への啓発や防除方法の指導 <p>詳細は、別紙 外ヶ浜町鳥獣被害対策実施隊体制図 参照</p>

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>鳥獣対策に関する研究会等に協議会構成員が積極的に参加し、そこで得た有効な対策等の知識を被害地域の農家に普及啓発し、防止対策を一体となって推進していく。 また、近隣市町村と連携を強化し、情報の共有化や協働した対策の検討を図る。</p>

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>対象鳥獣の捕獲に関して、隣接する市町村や関係機関と連携を図っていく。</p>
